

令和7年7月1日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
磐城森林管理署長 佐藤 智一

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 件 名 | 1号物件 デスク用品外
詳細については「仕様書」及び別紙「契約条件書（売買）」のとおり |
| 2 納入期限 | 1号物件 デスク用品外 令和7年8月29日（金） |
| 3 納入場所 | 磐城森林管理署 |
| 4 見積書等提出
の日時・場所 | 電子調達システムを用いての見積合わせを実施しますので、下記日時までに
応札してください。
見積書提出期限 令和7年7月18日（金）14時00分
※郵送または持参による提出も認めます。その場合、上記期限までに磐城森林
管理署 総務グループ（経理担当）へ提出してください。
郵送の場合、書留郵便又は配達証明郵便で、令和7年7月17日（木）16
時00分までに到着したものに限りします。※見積書提出期限前日とする。 |
| 5 提出書類 | （1）見積書
※電子調達システムで提出する場合の見積額は税抜価格を入力してください。
※郵送または持参により提出する場合の見積額は税抜価格と税込価格が分かる
ように記載し、必ず日付を記載してください。
（2）内訳書
※電子調達システムを用いて参加する場合は、データとして内訳書を添付して
ください。
（3）令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
※郵送・持参する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表には物件番
号、見積書在中を朱書きで記載のうえ提出してください。 |
| 6 契約の締結日 | 見積採用の日 |
| 7 必要な資格等 | 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、
「東北」地域の競争参加資格「物品の販売」を有する者であること。 |
| 8 その他 | （1）見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事
項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
（2）仕様書の種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、令
和7年7月14日（月）までに担当者に確認し提案書を提出のうえ了解を得る
こととします。
※提案書について、メールで提出の際は、期日までに下記アドレスに送信とす
る。
代表メールアドレス：ks_iwaki_postmaster@maff.go.jp
（3）見積書を提出した場合は、別紙「契約条件書（売買）」を承諾したもの
とみなします。 |

担 当：総務グループ 経理担当
電 話：0246-66-1234
F A X：0246-66-1255

仕 様 書

① 1号物件 デスク用品外

磐城森林管理署

番号	物品名	規格・品質			種別	数量	単位	備考
		規格・品質	色	例示品				
1	液晶ディスプレイ (ワイド液晶モデル)	I-ODATA 品番:LCD-A241DB サイズ:23.8インチ	－	同左	1	3	台	
2	Katazuk 机上台	カウネット 幅520mm 品番:4303ー6707	ナチュラル	同左	1	3	台	
3	両耳小型有線オーバーヘッド セット	Elecom 42g USB-Aコネクタ 品番:HS-HP14SUBK	－	同左	1	8	セット	
4	USBケーブル2.0	タイプAータイプC 1m	－	オーム電機 品番:SMT-LC1M-K	3	14	本	
5	イヤークラッド (ヘッドセットスポンジ交換用)	黒 外径55mm 1セット4枚入り	黒	－	3	10	セット	
6	LED透写台 (A3対応)	A3対応 光線:白色LED	白	マイツ 品番:LT-4530L	3	1	台	

- ※ 1 規格・品質欄の規格品
2 規格・品質欄の指定内容を満たす物品
3 規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品
- ② 納入場所は磐城森林管理署(福島県いわき市四倉町字東2丁目170ー1)、納入数量は上記のとおりとし、納入期限は令和7年8月29日(金)とする。
- ③ 種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、令和7年7月14日(月)までに担当者に確認し了解を得ることとする。
メールで提出の際は、代表メールアドレス:ks_iwaki_postmaster@maff.go.jp に期日までに送信することとする。
また、詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員(tel:0246ー66ー1234)と必要に応じて打合せすること。

別紙

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。